



国際平和戦略研究所

迷走する自衛隊日報問題—その根本的問題と今後の課題

2018年4月13日

「政策提言」第11号

松村 昌廣

桃山学院大法学部教授

国際平和戦略研究所より、日報問題について、専門家として意見を求められたので、ここに根本的な問題の所在と今後の課題について論じてみたい。

そもそも、この問題は近年自衛隊部隊が復興支援や PKO などの任務で海外に派遣されることが多くなったため、国外での活動について文民統制が貫徹するかどうかの問題になったことに起因している。特に、日本国憲法典第 9 条が、交戦権の行使を禁止していることから、非戦闘地域に派遣された部隊が現地の流動的な事態変化の中で、予期せず戦闘地域に置かれることとなり、攻撃を受け防御的反撃を行うなど、結果的に武力を行使し、交戦権を行使することになるのではないかとの懸念が生じたためであった。また、背景には、そうしたリスクが存在するのであれば、派遣部隊を早急に撤退させるべきではないかとの議論があった。

ところが、従来の政権による国会での説明は野党や国民世論を十分納得させるものではなく、問題は派遣部隊の活動実態を巡る情報開示に矮小化されることとなった。その後、野党主導により国会は政権に対して行政文書の開示を課したが、政権側は該当する行政文書は存在しないと回答した。特に、当該派遣部隊の活動記録である日報が既に破棄されて存在しないと確認した。

その後の展開は周知のように、当該日報がデジタル形式で保存されていることが判明して、自衛隊側が故意に情報を隠匿したのではないかと、したがって、政権が実力組織である自衛隊を有効に統制できていないのではないかと、議論が紛糾することとなった。ここでは、この辺りの事実関係や行政文書の管理実態はさておくとして、見逃されている根本的な問題を考えてみたい。

それは、派遣部隊の日報は開示されるべき行政文書であるのかという点である。国際的な常識からすれば、派遣部隊の日報は作戦関連文書であり、軍事情報として原則非公開とされるべきものである。そこには、人員数、装備・弾薬、兵站物資、移動その他の情報が存在し、リアルタイムで開示され、敵対勢力に利用されれば、派遣部隊の安全を脅かすこと



国際平和戦略研究所

にもなりかねない。また、過去のデータであっても、その傾向が明らかな場合は、現在および将来に同様のリスクが生じることとなる。さらに言えば、情報に同盟国や友好国の部隊に関する類似情報が含まれていれば、これらの国々の部隊に同様のリスクを負わせることになる。当然、日報の公開は将来の自衛隊の海外任務に於いて、他国の軍隊との協力・連携関係を阻害するよう作用することになる。

もちろん、我が国の憲法体制の下では、軍隊は存在せず、自衛隊は軍事組織ではない。また、自衛官は軍人ではなく、特別国家公務員である。したがって、防衛省・自衛隊の文書は法令上、全て行政文書である。

とはいえ、我が国には、特別秘密保護法を中核とした行政情報秘匿の法制度が存在しており、当該日報は防衛秘密に指定されてしかるべきものである。そうした上で、部分開示の是非や秘匿期間を個別具体的に設定すべきものである。

このように捉えれば、関係者の見識の低さが顕著となる。残念ながら、秘密保護の法制度を作ったものの、その趣旨を十分理解しておらず、また実践もできていないと言わざるを得ない。政権側も野党側も防衛秘密がどのようなものであり、どのような情報が防衛秘密に該当し該当しないか、さらに、防衛秘密をどのように扱わなければならないか、全く理解していない。また、自衛隊も全く同様で、日報を恰も単なる活動記録のように扱っている。

では、どうすれば秘密保持と有効な文民統制を両立できるのだろうか。他国の例を見れば、その答えは明快である。国会に常設の諜報委員会を設け、秘密会で審議せねばならない。また、構成委員たる国会議員、当該国会職員その他関係者に保秘義務を定め、違反した場合には罪刑を科すとともに、議事録も秘密指定するなど、秘密制度に則った扱いをせねばならない。また、必要に応じて、情報委員会に制服組を直接出席させ、説明させるようにせねばならない。

こうした議論の展開を見ないことが、日報問題が不毛な空騒ぎの連鎖に陥っている根本的な原因である。